

警察署協議会会議録

折尾警察署協議会

開催年月日時	令和元年12月16日 午後4時30分 から 令和元年12月16日 午後5時30分 まで	
開催場所	折尾警察署 4階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下13名
	警察署	署長、副署長、生活安全管理官、地域管理官 刑事管理官、交通管理官、総務課長、地域第一課長、警備課長
議 事 概 要		
【開会宣言】（総務課長） ただいまから、第4回折尾警察署協議会を開催する。 【会長挨拶（要旨）】 ○ 本日は、お忙しい中、委員の方々の出席に感謝申し上げます。 ○ 本年を振り返ると、自然災害が多く、事件事故は、特殊詐欺、高齢者の交通事故、飲酒運転、子どもへの虐待が後を絶たない。 ○ このような中で、年末の県下交通事故発生ワースト5交差点に、本年は力丸交差点が入っていなかった。同交差点に右折と直進の分離信号が設置にされたからである。このようなよい情報も協議会委員は、地域に持ち帰り発信していきたいと考えている。今後も地域住民の代表として積極的に意見を出していただきたい。 【署長挨拶（要旨）】 ○ 本日は、お忙しい中、委員の方々の出席に感謝申し上げます。 ○ 本年を振り返ると、4月は統一地方選挙取締り、6月はG20サミット警備、7月は参議院議員通常選挙取締り、10月は即位の礼の警備と多忙		

議 事 概 要

な年であったが、署員一丸となって地域の安全安心の確保に努めてきた。

- 本日は、当署の令和元年の重点目標の推進結果を報告する。忌憚なき意見をいただきたい。

【報告事項等】

1 折尾警察署の重点目標の推進結果について

- (1) 暴力団の壊滅
- (2) 飲酒運転の撲滅
- (3) 性犯罪の抑止
- (4) 総合的な高齢者対策の推進
 - ア 高齢者の交通事故対策
 - イ 高齢者の特殊詐欺対策
 - ウ 高齢者の行方不明事案対策
 - エ 高齢者の孤独死対策
- (5) 地域住民が不安に感じる事案への早期対応

【質疑応答】

委員から「運転中の携帯電話の使用違反の罰則が厳しくなったが、どのような行為が違反になるのか。取締りの際、違反者に否認されトラブルにならないか。カーナビを見ることも違反になるのか。携帯電話をホルダーに固定して通話することは違反になるのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「12月1日から運転中の携帯電話等の使用違反の罰則が強化された。今回の法改正で、携帯電話を保持し画像を見る、通話をすることの違反形態が変わったわけではなく、罰則が強化されただけである。取締り中の否認トラブルに関しては、警察官の現認が大切であるので、署員に対して法改正前から指導している。カーナビは、保持しての注視と異なるので、注視したことにより事故が発生した場合に罰則の適用となる。携帯電話をホルダーに固定させての通話は、保持していないので違反にならない。」旨の回答があった。

議 事 概 要

【意見要望等】

委員から「自治区会の文化祭で高齢者に対する交通教室、保育園児に対する交通教室をしていただいたことに感謝申し上げます。」旨の意見があった。

【閉会】（総務課長）

以上で、第4回折尾警察署協議会を閉会する。

議 事 概 要

議 事 概 要

議 事 概 要



